二	（略）	（略）	（略）	（略）
三	（略） 林産物供給等振興事業費補助金（実験実用化に係るものに限る。） 先端技術活用林業推進事業費補助金（実験実用化に係るものに限る。） 新産業創出等研究開発推進事業費補助金	（略）	（略）	（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、令和五年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、令和四年度以前の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

○経済産業省令第十九号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第六項の規定に基づき、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

経済産業大臣　西村　康稔

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（新事業開拓事業者） **第二条**　法第二条第六項の経済産業省令で定める事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一　次のイからホまでのいずれにも該当するもの イ　次の(1)又は(2)に掲げる会社以外の会社 (1)　その発行済株式（その有する自己の株式を除く。(2)において同じ。）の総数の二分の一を超える株式が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資の総額が一億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。以下(1)において同じ。）及び当該大規模法人と特殊の関係のある会社（次の①から③までに掲げる会社をいう。(2)において同じ。）の所有に属している会社 ①　当該大規模法人が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。②及び③において同じ。）の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社	（新事業開拓事業者） **第二条**　法第二条第六項の経済産業省令で定める事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一　次のイからホまでのいずれにも該当するもの イ　次の(1)又は(2)に掲げる会社以外の会社 (1)　その発行済株式（その有する自己の株式を除く。(2)及び次号において同じ。）の総数の二分の一を超える株式が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資の総額が一億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。以下(1)において同じ。）及び当該大規模法人と特殊の関係のある会社（次の①から③までに掲げる会社をいう。(2)において同じ。）の所有に属している会社 ①　当該大規模法人が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。以下この号及び次号において同じ。）の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社